

第10号議案

豊後大野市水道事業の設置等に関する条例の一部改正について

豊後大野市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和2年2月25日 提出

豊後大野市長 川野文敏

提案理由

地方自治法（昭和22年法律第67号）の一部改正に伴い、規定を整備する必要があるため、この案を提出するものである。

豊後大野市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

豊後大野市水道事業の設置等に関する条例（平成17年豊後大野市条例第234号）の一部を次のように改正する。

第8条中「第243条の2第8項」を「第243条の2の2第8項」に改める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。